

## 公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会の職員（嘱託職員を除く。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 職員に支給する給与は、給料、役職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、賞与、時間外勤務手当、体育指導員手当及び退職手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、官公署又は民間企業等から派遣された職員に支給する給与は、派遣元との協定書に定めるところによる。

### (給料の額)

第3条 職員の給料は別表1によることとし、新たに職員となった者の給料は、会長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、定年後再雇用された者及び高齢等のため官公署、学校及び民間企業等を退職し新たに職員となった者（以下「再雇用等職員」という。）の給料は、別表2により会長が決定する。

### (昇給等の基準)

第4条 職員の昇給は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）に行う。

2 昇給日前1年間の全部を良好な成績で勤務したときは、4号給上位の号給に昇給させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、職員が50歳に到達したときの昇給の号給数は、会長が決定する。

4 前2項の規定にかかわらず、前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、前項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。

5 前3項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を著しく失うときの昇給の号給数は、会長が決定する。

6 職員が一の職から他の職に移った場合における昇給は、会長が決定する。

### (給料の支給)

第5条 給料は、月の1日から末日までを計算期間として支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

### (役職手当)

第6条 役職手当は、事務局長、施設長（園長及び館長をいう。以下同じ。）、事務局次長、リーダー

一、主幹及び施設次長に支給する。ただし、再雇用等職員については、これを支給しない。

2 役職手当の額は、次表のとおりとする。

事務局長	給料月額 $\times$ 16%相当額又は月額50,000円のいずれか高い額
施設長	月額50,000円
事務局次長	月額30,000円
リーダー 主幹 施設次長	月額20,000円

(扶養手当、住居手当及び通勤手当)

第7条 扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給額は、職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号）（以下「給与条例」という。）の適用を受ける者の例による。

(給与の減額等)

第8条 休職者の給与は、給与条例の適用を受ける者の例による。

2 職員が勤務せず、公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員就業規則第19条の規定に該当する場合は、給与条例の適用を受ける者の例により給与を減額する。

(賞 与)

第9条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する職員に対して支給する。

2 賞与の額は、期末手当相当と勤勉手当相当の合計額とする。

3 賞与の計算は、賞与計算基礎額に支給率を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間に応じた期間率を乗じるものとする。

4 賞与計算基礎額は、次のとおりとする。

(1) 期末手当相当の賞与計算基礎額は、給料月額に扶養手当を加えた額とする。

(2) 勤勉手当相当の賞与計算基礎額は、給料月額とする。

(3) 次表左欄に掲げる者（再雇用等職員を除く。）については、前2号の規定にかかわらず、前2号に規定する額に、給料月額に同表右欄に掲げる加算率を乗じて得た額を加算した額を賞与計算基礎額とする。

職員区分	加算率
事務局長 施設長	15%
事務局次長 リーダー 主幹 4級に在職する施設次長	10%
3級に在職する施設次長 サブリーダー 副主幹 主任体育指導員	5%

5 賞与の支給率は、次表に掲げる範囲内とする。

基準日	期末手当相当	勤勉手当相当
6月1日	120.0/100	83.5/100
12月1日	120.0/100	83.5/100

6 前項の規定にかかわらず、再雇用等職員については、次表に掲げる範囲内とする。

基準日	期末手当相当	勤勉手当相当
6月1日	65.5/100	39.5/100
12月1日	65.5/100	39.5/100

7 第5項の勤勉手当相当の支給率については、運営・勤務成績等により支給率を変更することができるが、職員の平均支給率が85.0/100を超えないこととする。なお、期末手当相当の支給率は、引き下げる場合に限り変更できるものとする。

8 期末手当相当の期間率は、次表のとおりとする。

在職期間	期間率
6か月	100/100
5か月以上6か月未満	80/100
3か月以上5か月未満	60/100
3か月未満	30/100

9 勤勉手当相当の期間率は、次表のとおりとする。

在職期間	期間率
6か月	100/100
5か月15日以上6か月未満	95/100
5か月以上5か月15日未満	90/100
4か月15日以上5か月未満	80/100
4か月以上4か月15日未満	70/100
3か月15日以上4か月未満	60/100
3か月以上3か月15日未満	50/100
2か月15日以上3か月未満	40/100
2か月以上2か月15日未満	30/100
1か月15日以上2か月未満	20/100
1か月以上1か月15日未満	15/100
15日以上1か月未満	10/100
15日未満	5/100
零	零

10 在職期間及び勤務期間の計算方法については、給与条例の適用を受ける者の例による。

(時間外勤務手当)

第10条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、勤務した時間に対し時間外勤務手当を支給する。

2 時間外勤務手当は、役職手当が支給される事務局長及び施設長には支給しない。

(体育指導員手当)

第11条 体育指導員手当は、会長が別に定める体育指導員に支給する。

2 体育指導員手当の額は、給料月額に15/100を乗じて得た額とする。

(退職手当)

第12条 退職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。ただし、再雇用等職員には、これを支給しない。

(給与の支給日及び支給方法)

第13条 給与の支給日及び支給方法は、給与条例の例による。

(委任)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 給料表の切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第9条第5項に係る規定については、平成27年12月1日から適用するものとする。
- 2 平成27年12月に支給する期末手当相当及び勤勉手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、第1号及び第2号に掲げる額とする。
  - (1) 改正後の規程第9条第5項表中期末手当相当欄「136/100」とあるのは「138/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて平成27年12月に支給されることとなる期末手当相当の額
  - (2) 改正後の規程第9条第5項表中勤勉手当相当欄「58.5/100」とあるのは「62/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて平成27年12月に支給されることとなる勤勉手当相当の額
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月7日から施行するものとし、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年12月に支給する期末手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

改正後の規程第9条第5項表中期末手当相当欄「128.5/100」とあるのは「126/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて平成28年12月に支給されることとなる期末手当相当の額

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月22日から施行するものとし、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月24日から施行するものとし、令和元年12月1日から適用する。
- 2 令和元年12月に支給する期末手当相当及び勤勉手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、第1号及び第2号に掲げる額とする。
  - (1) 改正後の規程第9条第5項表中期末手当相当欄「121.5」とあるのは「128.5/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて令和元年12月に支給されることとなる期末手当相当の額
  - (2) 改正後の規程第9条第5項表中勤勉手当相当欄「81.0」とあるのは「83.5/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて令和元年12月に支給されることとなる勤勉手当相当の額
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月24日から施行する。

2 令和2年12月に支給する勤勉手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、下記第1号に掲げる額とする。

(1) 改正後の規程第9条第5項表中勤勉手当相当欄「77.0」とあるのが令和2年12月に支給される勤勉手当相当額で「73.0」と読み替え、年間分で調整する。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、令和3年11月5日から施行する。

2 令和3年12月に支給する期末手当相当及び勤勉手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、下記第1号及び第2号に掲げる額とする。

(1) 改正後の規程第9条第5項表中期末手当相当欄「120.0」とあるのが令和3年12月に支給される期末手当相当額で「118.5」と読み替え、年間分で調整する。

(2) 改正後の規程第9条第5項表中勤勉手当相当欄「76.0」とあるのが令和3年12月に支給される勤勉手当相当額で「75.0」と読み替え、年間分で調整する。

#### 附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の規程の規定による給与の年間支給額が、改正前の規程の規定による給与の年間支給額と比較し、著しく減額となる場合は、令和4年度に限り、会長が別に定める激減緩和の措置を講ずることができる。

#### 附 則

この規程は、令和4年8月9日から施行するものとし、令和4年4月1日から適用する。

#### 附 則

1 この規程は、令和4年11月18日から施行する。

2 令和4年12月に支給する勤勉手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、下記第1号及び第2号に掲げる額とする。

(1) 改正後の規程第9条第5項表中勤勉手当相当欄「83.5」とあるのを令和4年12月に支給される勤勉手当相当額は「91.0」と読み替え、年間分で調整する。

(2) 改正後の規程第9条第7項中の平均支給率「85.0/100」とあるのを令和4年12月に支給される勤勉手当相当は平均支給率で「92.5/100」と読み替え、年間分で調整する。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

## 一般職給料表（令和5年4月1日適用）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額						
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	

64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000	350,400				
115		301,300	350,700				
116		301,700	351,000				
117		301,900	351,500				
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					
職務による格付	スタッフ 体育指導員	スタッフ 体育指導員	施設次長 サブリーダー 副主幹 主任体育指導員	事務局次長 リーダー 主幹 施設次長	事務局次長 施設長	事務局次長 施設長	事務局次長 施設長

別表2

(令和4年4月1日適用)

職員区分	給料月額	鳥取県再任用 職員の級
スタッフ	187,700	1級
施設次長・リーダー・主幹	215,200	2級
事務局次長	255,200	3級
施設長	274,600	4級
事務局長	289,700	5級
	315,100	6級

再雇用等職員の給料月額は、上表左欄の職員区分に応じ、同表右欄に掲げる額とし、その額は、鳥取県の行政職の再任用職員に適用される職務の級に応じた額とする。